

上富良野町お試し暮らし住宅実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上富良野町（以下「町」という。）に移住を検討している者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる「上富良野町お試し暮らし住宅」（以下「住宅」という。）を実施し、移住促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、町に移住を検討している者のうち、町総務課企画財政班（以下「担当窓口」という。）を通じて、短期居住、シーズンステイ、二地域居住等を行おうとする者。

(住宅)

第3条 住宅は、次表のとおりとし、日常生活を営むための家具、電化製品など住宅備品を備えるものとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
上富良野町お試し暮らし 住宅	上富良野町旭町 4丁目3番	昭和53年	木造平屋	58.32 m ²

(使用申込み)

第4条 住宅の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、予め住宅の使用について、担当窓口に予約しなければならない。

- 2 予約を受けた者は、直ちに「上富良野町お試し暮らし住宅予約受付簿」（別記様式第1号）にその旨を記載しなければならない。
- 3 使用者は、住宅を使用する前に「上富良野町お試し暮らし住宅使用申込書」（別記様式第2号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めたときは、「上富良野町お試し暮らし住宅使用許可書」（別記様式第3号。以下「許可書」という。）を交付しなければならない。この場合において、町長は、住宅の管理運営上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

- 2 許可書は、申込書受領後、1週間以内に交付しなければならない。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた使用者は、借地借家法（平成3年法律90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を「上富良野町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（別記様式第4号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

- 2 町長は、前項の規定により契約を締結したときは、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「上富良野町お試し暮らし住宅定期賃貸契約についての説明」（別記様式第5号）により行うものとする。

(賃貸期間)

第7条 住宅の賃貸期間は、10日以上3カ月以内とし、前条に規定する契約書において定める。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第8条 住宅の使用料は、次のとおりとする。

期 間	金 額	時 期
1 日	2, 000円	夏期（5月～10月）
〃	2, 500円	冬期（上記以外）

- 2 30日以上利用するときは、第1項の使用料を1割減じた額とする。
- 3 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。
- 4 第1項の使用料は、住宅借上料、光熱水費（電気料、ガス代、灯油代、上下水道料）、放送受信料、消費税を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品、交通費は含まず、使用者の負担とする。
- 5 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、その一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により使用料の一部を還付するときは、使用未済期間の日割り額とする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、前条第1項及び第2項による使用料を納めた後に、町長から住宅の鍵を受け取り、借受けるものとする。この場合、使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。又、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (5) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第10条 使用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること
- (9) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の借用に相応しくない行為をすること。

(使用許可の取消)

第11条 町長は、使用者に第9条又は前条の規定に違反する行為があったとき、又は住宅を継続し使用することが困難であると認めるときは、第5条の規定による使用許可を取消すことができる。

(明渡し)

第12条 使用者は、使用期間が終了する日まで、又は前条の規定に基づき使用許可が取消されたときは直ちに、住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めたときは、この限りではない。

(立入り)

第13条 町長は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めたときは、この限りではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。